

加古川市人権文化センター図書館の貸出等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、加古川市人権文化センター図書コーナー図書（以下「図書」という。）の貸出等に関して必要な事項を定める。

(館内利用)

第2条 図書を館内において利用しようとする者は、所定の場所で利用しなければならない。

(館外貸出の利用手続き等)

第3条 館外貸出を利用しようとする者は、所定の書籍貸出登録票に必要事項を記入しなければならない。

2 書籍貸出登録票の記載事項に変更があったときは、速やかに人権文化センターに届け出なければならない。

(館外貸出期間)

第4条 館外貸出において利用することができる図書の貸出期間は2週間以内とする。ただし、人権文化センター所長（以下「所長」という。）が特に必要と認めるときは、貸出期間を短縮し、または延長することができる。

2 所長は、前項に規定する貸出期間が過ぎても図書の返却を怠り、又は督促しても返却しない者に対しては、図書の館外貸出を一時停止することができる。

(館外貸出をしない図書)

第5条 次に掲げる図書は、館外貸出において利用することができない。

- (1) 貴重図書及び郷土資料等であり「館内」の表示があるもの
- (2) その他所長が必要と認めるもの

(転貸の禁止)

第6条 図書の館外貸出を受けた者は、その図書を転貸してはならない。

2 前項に反して転貸し、図書を紛失又は破損したときは、当該図書の貸出を受けた者がその責を負うものとする。

(複写の制限)

第7条 次の各号に該当する場合は、その図書を複写してはならない。

- (1) 著作権法（昭和45年法律第48号）その他の法令に違反するとき
- (2) 複写により図書に損傷を与えるおそれがあるとき
- (3) その他所長が不相当と認めるとき

(損害賠償)

第8条 図書コーナーを利用する者は、その責に帰すべき理由により、図書を紛失又は破損したときは、現品または相当の代本若しくは相当する金銭をもって弁償しなければならない。

らない。

附 則

この要綱は、令和3年3月18日から施行する。